

議案第43号

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年6月28日提出

加西市長 西村 和平

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

- 5 平成 23 年 6 月 17 日から平成 27 年 6 月 16 日までの間における市長の給料月額は、第 3 条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額から、100 分の 30 に相当する額を減じて得た額とする
- 6 平成 23 年 6 月 28 日から平成 27 年 6 月 16 日までの間における副市長の給料月額は、第 3 条の規定にかかわらず、同条に規定する給料月額から、100 分の 20 に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成 23 年 6 月 17 日から適用する。

(審議資料)

財政健全化に資するため、市長、副市長の給料月額を減額しようとするもの。

【改正内容】

平成27年6月16日までの間、給料月額を市長30%、副市長20%減額する。

・市長	減額前給料月額	940,000円
	減額後	〃 658,000円
	年間影響見込額	△4,665千円(△30%)
・副市長	減額前給料月額	752,000円
	減額後	〃 601,600円
	年間影響見込額	△2,488千円(△20%)